

第20回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成21年5月28日(木) 13:30 ~ 15:30
開催場所	602会議室
出席者	石井彰委員、本橋淳男委員、小野玲委員、待鳥美光委員、 田辺道雄委員、西村祐介委員(以上6名出席) (事務局) 大寺企画部長、小澤市政情報課長、田中課長補佐、 大塚統括主査、細野主任
欠席者	渡部治委員、佐藤麻由子委員
議題	1 会長及び副会長の選出 2 平成20年度個人情報取扱事務について
資料	1 和光市個人情報保護審議会について 2 和光市個人情報保護審議会委員名簿 3 平成20年度個人情報保護制度実施状況 4 個人情報取扱事務登録目録(平成20年度) 5 平成20年度個人情報取扱事務 各報告書 6 定額給付金、子育て応援特別手当事務の概要 7 定額給付金事務、子育て応援特別手当支給事務の実施状況 8 広報わこう6月号 3, 4, 5は開催通知送付時に事前配布した資料 (参考資料) 条例に規定される審議会の審議事項に関する例外規定

1 開会

13時30分開会。

2 委嘱書の交付

大寺企画部長より委嘱書を交付。

3 市長あいさつ

公務により、遅れて出席。

松本武洋市長あいさつ主旨

審議会の役割の中で、条例に定められた事項の審議だけでなく、条例に規定されていない審議会の審議事項、及び市の個人情報保護制度運用に対して意見を述べることについて、ぜひお願いしたい。

市民から意見を聞くことはとても重要であり、審議会では、審議事項だけではなく積極的に発言いただき、個人情報保護制度の推進をお願いしたい。

あいさつ後、14時30分まで参加。

市長が退席する前に、委員から市長に対し、意見があった。

石井会長から市長への意見主旨

現在、和光市における情報公開、個人情報保護行政は不服申し立て等もなく順調であるように思う。しかし、世間では個人情報の扱いについては、個人情報保護という前提のもと、過剰反応、匿名社会という言葉のように、保護するほうに偏りがちだ。個人情報の有効活用ということを再検討していくべきではないか。災害弱者への対策などにおいて、情報の有効活用の視点に立った行政に期待したい。

田辺副会長から市長への意見主旨

長岡市では、災害時の避難誘導を行うための災害弱者名簿作りを行ったという。対象者4,000人に対し、本人の意思確認を行ったところ、7割の人から同意を得られ、それだけの人数の災害弱者名簿を整備したらしい。

待鳥委員から市長への意見主旨

次世代育成支援においても、課題がある。虐待リスクがある家庭に対し、支援を行いたい、本人が希望しない場合支援できず、子どもを守るために何もできない可能性がある。

個人情報保護ということに縛られて、支援のための情報が得られない。逆に個人情報を有効に活用し、もう少し踏み込んで活動を行いたい。

4 委員の紹介

各委員の紹介（自己紹介）及び事務局職員の紹介。

5 和光市個人情報保護審議会の役割について

今回、初めて審議会委員となった方が4名いるため、和光市個人情報保護審議会の役割について、資料1をもとに説明。

6 議題

委員改選に伴い、会長、副会長不在のため、大寺企画部長が司会進行を代行。

(1) 会長及び副会長の選出

自薦、他薦共になし。事務局から、案を提示。

会長には前回から引き続いて石井彰委員、副会長には前期からの委員で市民からの公募で参加いただいている田辺道雄委員を推薦。

* 質疑応答等

(田辺委員) 以前の会議で、副会長は女性が良いという意見が出ていましたが、女性でなくてよろしいのでしょうか。

(大寺企画部長) 会長、副会長の選出は互選となっているため、委員の皆様がよろしければ問題ありません。

事務局案を了承し、以降議事の進行を石井彰会長が行う。

(2) 平成20年度個人情報取扱事務について

資料3, 4, 5により、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に行われた個人情報取扱事務について、事務局から報告。

* 質疑応答等

(田辺副会長) 資料2に記載された水道給水契約事務について、変更の理由が水道管路情報システムを入れたから、ということで、扱う個人情報は変更ないのではないのでしょうか。扱う個人情報に変更がないのに、変更として記載しなければならない理由はオンラインで外に接続する可能性があるからということでしょうか。

(細野主任) 個人情報の項目については、変更ありません。田辺副会長がおっしゃるとおり、システムで個人情報を管理するという個人情報の管理方法が変わるため、市としても留意することが増えますので、それを改めて追加していただいた、ということです。

(待鳥委員) 和光市緑地保全計画策定の事務については、平成21年3月18日に廃止となっているが、廃止となった後の個人情報

報の取扱いはどうなっているのでしょうか。

(細野主任) 文書としては、別の話になってしまうのですが、今市役所では、文書の管理を「ファイリングシステム」という方法で管理しています。文書を取得、作成したとき、その文書をいつまで保存するかを決定して保存しています。和光市緑地保全計画策定の事務についても、事務としては終了しましたが、文書は記録として何年保存するかということを別に定めていますので、その期間内は市役所で管理し、その期限が来たらその文書は廃棄しています。廃棄の処理方法としては溶解処分しています。

(待鳥委員) 電子データはどのように扱っているのでしょうか。

(大塚統括主査) 電子データにつきましては、各管理者がディスク上からデータを消去する、という方法で処理しています。電子データの管理は「ファイルサーバ」と呼ばれる、一つのコンピュータに、適切なアクセス権(閲覧を許可される職員のみがデータを閲覧できる)を設定した上で保存しています。この電子データが不要になった時は、各課の判断により各課で消去しています。

(石井会長) 広報6月号で公表している、平成20年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について、実施機関が市長部局であれ、教育委員会であれ、統計的な処理としては資料3のようにまとめてあるほうが良いと思います。

記事の中の「個人情報の開示請求及び訂正等の請求状況と決定の結果」の「不開示」という項目については、前の会議でも発言がありましたが、積極的に「開示しない」ということではなく、「開示できない」という説明があって、欄外の「印」のところに今回は明確に記載があります。

ただし、この統計資料は概括的ですので、個人情報保護に関心のある方がいらっしゃれば、より詳細な説明をしていただくべきかなと思います。

あと、資料2の表の中で、「個人情報の記録項目」に「生活」という項目が2つ入っているので修正してください。また、「思想」という文言について、様式第2号(個人情報取扱事務登録簿)の「思想等に関する情報」という項目から付けていると思われますが、様式を変更するには手続

が大変だと思われますので、せめて資料2の「思想」という項目を「意見」としてもよいのではないのでしょうか。

(田辺副会長) 資料1の「4個人情報の開示請求及び訂正等の請求件数並びに内容」の9番の内容について、図面及び分筆関係書類というのは、登記簿や地籍図的なものとは違うのでしょうか。

(細野主任) 登記所に登録されている図面は、登記所に行けば誰でも閲覧できる資料であるため、そのような場合は開示していますが、ただ、この関係書類とは、実は登記所の図面の他に工事の際に誰がその場に立ち会って、誰がそれを承認したか、その署名捺印をされていた資料があり、そこにその人の住所、名前、印影がありましたので、そのところについては申請した本人の部分しか開示できないという回答をしています。

以上で本日予定した議題は終了。

(3) その他

定額給付金事務について

資料6, 7により、平成21年4月14日から受付が開始されている定額給付金事務について、事務局から報告。

* 質疑応答等

(石井会長) 定額給付金については4月から6ヶ月間の長い期間であり、受付担当者が日によって変わっているようですので、関係部局が絶えず業務について再確認しながら10月まで事務を進めていただき、詐欺などの不正な行為がなかったという報告が最後にいただければ良いと思います。

(田辺副会長) 個人情報の取扱いについて、申請書に記載がないのはおかしいのではないかという意見が市民からあったとのことですが、市民の立場としては非常に気になるころだと思います。市が定額給付金の事務処理を行う中で、派遣職員も作業に当たっているとのことですが、派遣職員の方に個人情報の取扱いについての教育、周知徹底を行われたのでしょうか。

(大塚統括主査) 事務担当である政策課が対応していると思いますが、派遣の契約の中で個人情報の取扱いについて厳重に注意するように規定されている他、派遣職員に対して事務の進め方について政策課職員から説明する際に個人情報の扱い、書類の取扱いについて十分に注意しているところです。

個人情報全般についての意見

各委員から個人情報全般に関する意見、質問をいただいた。

(小野委員) 開示請求を受け付けるときに、請求理由を申請者から確認しているのでしょうか。

(細野主任) 情報公開請求の手続においては、特に申請理由は必要ありません。しかし、どのような資料を開示請求したいのか申請を行う際に申請者が自ら話される場合や必要な文書を特定するために詳細を申請者にお聞きすることもあります。

(西村委員) 個人情報開示請求の件数は何件くらいあるのでしょうか。また、申請したいけどできない人や申請の仕方が難しくてできていない人がいるのではないのでしょうか。

(細野主任) 平成19年度は14件、だいたい年間10数件で推移しています。

(大塚統括主査) 申請は必要が生じた時点で本人が行うため、申請のニーズについては把握できておりません。申請をしたいけれど申請していない、という潜在的な需要については、調査等はありません。手続き方法が分からない、個人情報開示請求の手続きを知らないという状況で手続きを行えない、ということに対しては、広報等を通じて、手続きの周知を行って行きたいと考えています。

(西村委員) 窓口に来られない人に対して、来なくても手続きを行えるようにするなど、申請したい人が申請できるように手続を運用しているのでしょうか。また、企業であればサービスに対して顧客満足度を計ったりしているが、そのようなことはしているのでしょうか。

(大塚統括主査) ご指摘いただいた、窓口に来なくても申請をできるようにする、ということについては、個人情報に関することなので、原則窓口で受付を行い、身分証明書などで本人確認を行って

います。同様の理由で、インターネットによる電子申請等についても受付を行う予定はありません。顧客満足度については、今のところ調査をしていませんが、政策課において市民への意識調査等無作為に市民を抽出して行っていますので、その中に設問を織り込むことは可能であると思いますので、今後検討していきます。

(石井会長) 先日行われた市長選において、選挙における不正入場、成りすましといったことが行われたということはあるのでしょうか。

(大塚統括主査) そのような情報は入っておりません。

(待鳥委員) 指定管理者が保有する個人情報については、指定管理者に管理を任せているのでしょうか。それとも、市が管理しているのでしょうか。

(大寺部長) 参考までに、総合体育館については、指定管理者と市役所との間で協定書を結んでいます。その協定書の中に個人情報の取扱いについて、記載されています。協定では、個人情報を指定管理者が適切に管理することとなっています。

(西村委員) 資料1の「3個人情報の目的外利用・外部提供の状況」において、市長部局と教育委員会は利用があるのですが、それ以外がないのはどうしてでしょうか。

(細野主任) この表は、収集した情報をその目的以外で使用した件数となっています。基本的に、各委員会などは、その所管する事務をきっちり行うことを主眼としていて、新たにその目的外で使用する必要が発生することが少ない、ということだと考えております。また、市長部局や教育委員会は常に新たな事務が発生したり、事業を作り出したりということが多いため、傾向として個人情報の目的外利用や取扱事務の登録件数が多くなっている、ということだと考えております。

(西村委員) 目的外利用については、新規に個人情報取扱事務として登録する、ということにはならないのでしょうか。

(大塚統括主査) 目的外利用の件数については、元々違う目的で集めていた個人情報を他の事業で利用する時に報告するものです。他の事業は新規に始めるものとは限らず、個人情報の収集方法を変更する場合もあるため、必ずしも新規に個人情報取扱事務

として登録することにはなりません。

(細野主任) 資料1の「1 個人情報取扱事務の登録件数」は、現在、市全体で個人情報を取り扱う事務が何件あるか、という表になっており、選挙管理委員会や監査委員などにおいて個人情報を取り扱っている事務の総数はこちらに記載された数となります。

15 時 30 分閉会
以上